

認定番号 第212号			
選定番号	第10-001号	名称	にほんせいこうかいきょうとふっかつきょうかい 日本聖公会京都復活教会
<p>日本聖公会は英国国教会に発する教団で、明治期に米国聖公会によって日本に布教された。京都復活教会は、大正3年（1914）に西陣の民家内に会堂が設けられたことに始まる。昭和7年（1932）に、北大路通と堀川通の交差点に面した現在地に移転し、同11年（1936）に現礼拝堂が完成した。</p> <p>礼拝堂は、W.M. ヴォーリズの設計、田林工務店の施工による建物である。鉄筋コンクリート造による厚い壁に木造のトラスを用いて屋根を架け、人造スレート葺きとしている。側廊を持たない単廊式のバシリカ型平面で、南側に内陣を向けて建つ。北大路通に面して入口を配し、その上部に鐘楼を設けている。入口開口部のほか、鐘楼部分や礼拝堂側面の窓には、尖頭アーチが用いられている。アーチ窓にはゴシック風のトレーサリー（透かし飾り）が施され、濃密なゴシックの意匠が表現されている。礼拝堂の天井は、トラスをそのまま現す意匠とする。礼拝堂の東側には木造2階建ての建物が接続し、復活幼稚園の園舎として使用されている。同園は昭和5年（1930）に教会に附属する幼稚園として開設されたもので、ヴォーリズの設計によって礼拝堂と同時期に一体の施設として建設された。1階には東側に大きな遊戯室、2階には保育室などが配されている。階段には2箇所の踊り場を設けるなど、園児に配慮した設計となっている。</p> <p>日本聖公会京都復活教会は、ヴォーリズの設計による教会建築で、ゴシック様式を用いた秀作として評価することができ、教会の鐘楼は地域のランドマークともなる。教会堂に併設された昭和期の幼稚園の建物が残る点においても重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第213号			
選定番号	第10-013号	名称	くすべけ 楠部家
<p>楠部家は、平安神宮鳥居近くの神宮道沿いに所在する、陶芸家・楠部彌弍（1897～1984）の居宅であった建物である。陶工であった父・千之助は明治21年（1888）に栗田口に「楠部陶器貿易工場」を開業し、海外輸出用陶器の製造・販売を行った。彌弍は画家を志していたが、父の勧めにより京都市立陶磁器試験場附属伝習所に入所したという。その後、職人ではなく芸術的創作を志し、大正7年（1918）に栗田神社参道脇に工房を構えた後、昭和14年（1939）、現在地に自宅兼工房を構えたのが現在の楠部家の建物である。普請に際して、錦光山製陶所内にあった住宅を移築したと伝わる。同社は江戸時代から栗田焼の窯元として知られたが、明治前期には7代・錦光山宗兵衛による京薩摩が有名であった。</p> <p>錦光山製陶所から移築された建物は、陶芸家である初代・宮永東山が同社に勤務していた頃に社宅として提供されたもので、明治34年（1901）頃に遡ると考えられる。これが木造2階建ての現在の主屋に相当するが、部材の状況から古い建物に増改築が加えられた状況が見られる。通りに面して板塀を巡らす外観で、門を入った玄関間の窓は板塀に設けられた出格子となる。奥には床を備えた8畳間が配され、織部燈籠が用いられた奥庭に面している。敷地の北側には工房であった木造2階建ての「仕事場」が現存する。1階は土間空間の一部に板床を張り、轆轤2台を配する。2階は書生室として用いられていたという。なお、昭和40年（1965）には清水焼団地に工房を移転して以降、絵付けの作業場や居宅として用いられた。</p> <p>楠部家は、陶芸家・楠部彌弍の居宅兼工房として昭和初期に建てられた建物である。居宅に加えて製作空間がそのまま残されており、彌弍の業績を偲ぶ場となっている。神宮道に面して栗田焼が栄えた頃の歴史を伝える点でも極めて高く評価される。</p>			
			

認定理由

認定番号 第214号			
選定番号	第12-023号	名称	へいあんじんぐう 平安神宮
<p>平安神宮は、明治28年（1895）に開催された平安遷都千百年記念祭及び第4回内国勸業博覧会の記念殿として建築された。平安宮朝堂院の復元を意図し、大極殿、應天門、蒼龍楼、白虎楼が建築された。これらの建物は建築家・伊東忠太の設計によるものとして知られる。会期終了後、桓武天皇を祭神として祀り、京都市民を氏子とする神社として平安神宮が創建された。境内の西、北、東の三方には神苑が造られている。蒼龍池を中心とする中神苑、白虎池を配する西神苑は7代目・小川治兵衛（植治）の作庭によるもので、明治28年に造営された。大正5年（1916）には植治の構想に則り、東神苑がつけられた。東神苑内には京都博覧会の施設として用いた建物を移築して尚美館とし、また栖鳳池には泰平閣を新築した。</p> <p>昭和3年（1928）には、昭和御大礼記念博覧会に合わせて、鉄骨・鉄筋コンクリート造の大鳥居が建築され、神宮道を参道とする軸線が強化された。また、皇紀二千六百年にあたる昭和15年（1940）には、孝明天皇を合祀して、蒼龍楼、白虎楼から南側に伸びる廻廊や額殿、神楽殿などが建築された。これにより廻廊に囲まれた現在の境内が完成している。現在では京都を代表する観光名所であるとともに、市民にとっても七五三などの代表的な参詣場所となっている。</p> <p>平安神宮は、平安遷都千百年を記念した博覧会施設として造営されたもので、明治期における朝堂院の復元の試みは現在では歴史的に評価されている。また、植治の作庭及び構想によって整備された神苑は近代の庭園として貴重である。これらの社殿群や庭園は文化遺産であるにとどまらず、市民や観光客に親しまれ、京都を代表する重要な場所である。（国指定名勝、国指定重要文化財、国登録有形文化財）</p>			
			

認定理由

認定番号 第215号			
選定番号	第10-025号	名称	こばやしゆうししゃじょう 小林祐史写場
<p>小林祐史（1900～1989）は、東京美術学校写真科を卒業し、昭和初期に活躍した写真家である。フォトモンタージュやフォトグラムの手法を用いたモダニズム写真で評価された。写真館は、明治33年（1900）に祐史の叔父・小林定介によって創業された岐陽館に始まる。店名は、徳山（現山口県周南市）出身の定介が出身地の岐山から命名したもの。東京で写真を学んだ祐史が大正の終わりに京都に戻り、写真館を受け継いだ。大正15年（1926）には「京都写友会」を結成し、写真館営業の傍ら、京都を拠点にした写真家として活動した。</p> <p>建物は明治42年（1909）に建てられ、その後改修を加えられながら継承されてきたと考えられる。写真館の広告として掲載された昭和4年（1929）の写真では、古典主義的な要素の強い外観が確認されるが、昭和20年代の改修により現在のようなモダニズム風のファサードとなった。内部には、各所に明治末期に遡ると思われる古い部材が確認される。木造3階建ての建物が妻入りに配置され、瓦葺・鉄板葺による屋根が掛けられている。1・2階は北側を店舗・作業空間とし、南側から奥へのスペースには和室を配した住宅空間としている。3階はスタジオとし、北側に天井面から始まる大きな窓を設ける。これは北側採光が一日を通して光量が安定しており、撮影のための空間として適していることによる。現在営業は終わっているが、スタジオを始めとする写真館の空間が維持されている。</p> <p>小林祐史写場は、明治末期に遡る職住一体の写真館建築である。昭和初期に整備されたスタジオ空間が残されており、全国的にも少ない写真館の現存事例の一つとして極めて重要である。また、京都で活躍した写真家・小林祐史を顕彰する場としても評価される。</p>			
			

認定理由

認定番号 第216号

選定番号	第10-028号	名称	もとぎおんなぎじんじや 元祇園椰神社
<p>元祇園椰神社は、壬生椰ノ宮町に所在し、四条通と坊城通に面して境内が広がり、それぞれの通りに面して石鳥居が建っている。社殿は、素戔鳴尊（スサノオノミコト）を祀る椰神社と武御雷尊（タケミカヅチノミコト）を祀る隼神社が並ぶ構成をとっている。両社は敷地西側端に東側に正面を向けて配置される。社伝によれば、椰神社は貞観11年（869）に疫病を祓うために播磨国より牛頭天王を勧請したことに始まるとされ、近世には現在地に鎮座したと伝わる。<small>はやぶさじんじや</small>隼神社は『三代実録』の貞観2年（860）にその名が見られるが来歴は不詳である。明治16年（1883）の神社明細帳ではやや北側の壬生御所ノ内町に所在しており、大正7年（1918）に現在地に遷座したと記録されている。</p> <p>現在の社殿については、昭和15年（1940）の建築申請書が残り、添付図面から隼神社に該当することが分かる。設計者は馬淵櫻井建築事務所と記されている。同事務所は徳力彦之助郎（昭和12年（1937）／国登録文化財）の設計者と確認できるが、社寺建築を手掛けたとは考えられず、代願業務を請け負った可能性が考えられる。同図面には現状と同様の椰神社立面が描かれており、既に椰神社が竣工済であった可能性が高い。隼神社の竣工予定は昭和16年（1941）で、両社殿は同時期に整備されたものと考えられる。椰神社は向唐門形式の拝殿を有し、三間社流造の側面に庇を設けた本殿を配する。本殿は中央間を開放し、屋根は瓦積の棟とする。隼神社もほぼ同様の構成をとるが、拝殿は入母屋造屋根の平入として唐破風を載せる形式である。また、本殿は流造の屋根に千木と6本の鯉木を載せる特徴的な意匠である。</p> <p>元祇園椰神社は昭和10年代に整備された特徴的な社殿を残し、近代の社寺建築事例として評価できる。古い由緒を有する神社が明治期に合祀され、整備されていった過程を伝える好例としても重要である。</p>			



認定理由

認定番号 第217号			
選定番号	第12-024号	名称	しまだい 嶋臺
<p>嶋臺は、家伝では江戸時代初期に糸割符商を創業したことに始まるとされる。同家は南北の2店の糸屋を商っていたが、北糸屋の系統を継いだ山田長左衛門は、江戸中期には酒問屋商を兼業するようになり、現在の嶋臺に繋がっている。なお、嶋臺の名は、酒店で商っていた酒の銘柄から採用されたものである。屋敷は元治元年（1864）の大火による焼失後、明治16～17年（1883～84）にかけて再建されたものであった。この際の屋敷構えは、御池通に面して糸店を配し、東洞院通側には酒店、車屋町通側に面する敷地西側部分には居住空間（本宅）を配置する大規模なものであった。その後、昭和30年（1955）に本宅部分は取り壊され、糸店の表屋部分、酒店、土蔵3棟が残された。また、本宅の書院部分が糸店の北側に曳家され、現在の建物配置となった。</p> <p>糸店は御池通に面する間口約7間半の町家で、中央やや東寄りに入りを設け、入口東側の部分は棟高を落としている。入口を入ると玄関土間が配され、左右のミセ部分には低い板床が張られている。酒店は東側の東洞院通りに面し、間口約5間半である。昭和30年以前は、上手には床を張ったミセ空間があったが、現在は、全て土間として2棟の土蔵を取り込んだ形式となっている。いずれの店も1階を格子、2階をむしこ窓とする外観である。糸店の北側には中庭を挟んで書院が配置されている。12畳半の座敷（大書院）、9畳の次の間、仏間が残る。座敷には約1間2尺幅の床を備える。通りからは間口の広い伝統的な町家の意匠と2棟の土蔵、酒店の妻面が現れて、ビルの立ち並ぶ一角に歴史的な景観を構成している。</p> <p>嶋臺は、京都の大店の構えを現在に伝える明治前期の町家として評価される。また、御池通沿いに歴史的な景観を残す構成要素としても重要である。（国登録有形文化財）</p>			



認定理由

認定番号 第218号			
選定番号	第10-057号	名称	くぼたびれんどう 久保田美簾堂
<p>久保田美簾堂は下京区の東洞院通仏光寺下るに所在する老舗の御簾店である。明治16年（1883）に簾や竹製品を扱う久保田清次郎商店を創業したことに始まる。明治31年（1898）頃に現在地に移った後、新築したのが現在の建物である。登記簿資料などから、建築年代は明治33年（1900）頃と考えられ、昭和初期以降度々増築がなされたことが確認できる。第5回内国勸業博覧会（明治36年（1903））や日英博覧会（明治43年（1910））で受賞するなど家業は繁栄した。大正末期から「久保田美簾堂」を名乗るようになったという。</p> <p>建物は間口約4間の規模を持つ、ツシ2階建て、大棟型の町家である。1階は入口の両側の庇下部分にショーウィンドーを設ける。2階は幅3間のガラス窓を嵌めるが、店名を彫ったケヤキ材の看板が掲げられ外観のポイントになっている。内部は、1階では南側に吹抜けの残る通り土間が通る。ミセ空間にはカウンターを備えた板敷空間とツシ2階への階段を有する3畳間を配する。その奥は居住空間でダイドコロや6畳間の仏間が設けられ、奥庭に面する室は昭和15年（1940）に増築された建物である。ミセ空間の3畳間は居住空間からは閉鎖され、職住の分離が図られている。2階奥側には床と違い棚を備えた8畳間などが配置される。ミセの3畳間に葎を用いた網代による天井や建具が見られるなど、各所に葎が使用される点に、御簾店としての個性が感じられる。主屋の奥には作業場と離れが配置されている。昭和52年（1977）に改築されたものだが、明治以来の空間構成を伝える。</p> <p>久保田美簾堂は、改修を経ながらも明治期創業の老舗御簾店の店舗・居宅の建物を継承する貴重な事例である。伝統的な店構えは景観要素としても重要である。</p>			
			